

○京都市洛西ふれあいの里条例

平成元年3月31日
条例第57号

京都市洛西ふれあいの里条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 療護園(第4条～第6条)
- 第3章 デイ・サービスセンター(第7条～第10条)
- 第4章 更生園(第11条～第13条)
- 第5章 授産園(第14条～第17条)
- 第6章 保養研修センター(第18条～第25条)
- 第7章 雜則(第26条～第28条)

附則

第1章 総則

(設置)

第1条 多くの市民とのふれあいを通して、障害者(障害者自立支援法(以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)の福祉の増進、高齢者の保養及び健康の保持並びに社会福祉に関する市民の活動の促進を図るための施設を次のように設置する。

名称 洛西ふれあいの里

位置 京都市西京区大枝北沓掛町一丁目21番地の20

2 洛西ふれあいの里(以下「ふれあいの里」という。)には、次に掲げる施設を置く。

- (1) 療護園
- (2) デイ・サービスセンター
- (3) 更生園
- (4) 授産園
- (5) 保養研修センター

(事業)

第2条 ふれあいの里においては、次の事業を行う。

- (1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(次号に掲げるものを除く。)のうち、別に定めるものを行う事業
- (2) 法第5条第12項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)を行う事業
- (3) 法第77条第3項に規定する事業
- (4) 保養、研修、会議等のための施設を提供する事業
- (5) 高齢者の生活、健康等に関する相談を行う事業
- (6) 高齢者に対する教養講座等を行う事業
- (7) 社会福祉に関する研修を行う事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業
(指定管理者による管理)

第3条 ふれあいの里の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) ふれあいの里の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

第2章 療護園

(実施する事業)

第4条 療護園においては、次の事業を行う。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業のうち、別に定めるもの
- (2) 第2条第2号に掲げる事業
- (3) 第2条第8号に掲げる事業
(利用資格及び入所定数)

第5条 前条第1号及び第2号に掲げる事業に関し療護園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者
- (2) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置を受けた者
- (3) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第2項に規定する措置を受けた者

京都市洛西ふれあいの里条例

2 療護園の入所定数(施設入所支援に係るものに限る。)は、50人とする。

(利用料金)

第6条 第4条第1号及び第2号に掲げる事業に関し療護園を利用する者(前条第1項第2号及び第3号に掲げる者を除く。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第3章 デイ・サービスセンター

(実施する事業)

第7条 デイ・サービスセンターにおいては、次の事業を行う。

(1) 第2条第1号に掲げる事業のうち、別に定めるもの

(2) 第2条第8号に掲げる事業

(開所時間及び休所日)

第8条 デイ・サービスセンターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から正午まで

休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用資格)

第9条 第7条第1号に掲げる事業に関しデイ・サービスセンターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者

(2) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置を受けた者

(利用料金)

第10条 第7条第1号に掲げる事業に関しデイ・サービスセンターを利用する者(前条第2号に掲げる者を除く。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第4章 更生園

(実施する事業)

第11条 更生園においては、次の事業を行う。

(1) 第2条第1号に掲げる事業のうち、別に定めるもの

(2) 第2条第2号に掲げる事業

(3) 第2条第3号に掲げる事業

(4) 第2条第8号に掲げる事業

(利用資格及び入所定数)

第12条 前条第1号及び第2号に掲げる事業に関し更生園を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者

(2) 提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置を受けた者

(3) 提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第16条第1項第2号に掲げる措置を受けた者

2 前条第3号に掲げる事業に関し更生園を利用できる者は、利用しようとする当該事業に関してその費用を支給する旨の市長の決定を受けた障害者とする。

3 更生園の入所定数(施設入所支援に係るものに限る。)は、60人とする。

(利用料金)

第13条 第11条第1号から第3号までに掲げる事業に関し更生園を利用する者(前条第1項第2号及び第3号に掲げる者を除く。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 第11条第1号及び第2号に掲げる事業に関し更生園を利用する者 当該事業に関して法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに当該

者に係る食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額の合計額

(2) 第11条第3号に掲げる事業に関し更生園を利用する者 法第5条第9項に規定する短期入所を行う事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において別に定める額

第5章 授産園

(実施する事業)

第14条 授産園においては、次の事業を行う。

(1) 第2条第1号に掲げる事業のうち、別に定めるもの

(2) 第2条第8号に掲げる事業

(開所時間及び休所日)

第15条 授産園の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前8時30分から午後5時まで

休所日 日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用資格)

第16条 第14条第1号に掲げる事業に関し授産園を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者

(2) 提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置を受けた者

(利用料金)

第17条 第14条第1号に掲げる事業に関し授産園を利用する者(前条第2号に掲げる者を除く。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第6章 保養研修センター

(実施する事業)

第18条 保養研修センターにおいては、第2条第4号から第8号までに掲げる事業を実施する。

(供用時間及び休所日)

第19条 保養研修センターの供用時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第20条 宿泊室、教養娯楽室、和室実習室、創作実習室又は研修室を利用しようとするもの及びふれあい広場の全部又は一部を専用して利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第21条 保養研修センターを利用するもの(以下この章において「利用者」という。)のうち、宿泊室、教養娯楽室、和室実習室、健康増進室、研修室又は付属設備を利用するもの及び教養講座等又は社会福祉に関する研修を受講するものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下この章において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第22条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備)

第23条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第24条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第25条 利用者は、保養研修センターの利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

第7章 雜則

京都市洛西ふれあいの里条例

(利用制限)

第26条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ふれあいの里の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金の減免)

第27条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、[第6条第1項](#)、[第10条第1項](#)、[第13条第1項](#)、[第17条第1項](#)及び[第21条第1項](#)に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第28条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

改正 平成18年9月28日条例第12号

平成23年10月31日条例第 13号

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、授産園に関する部分は、市規則で定める日から施行する。

(平成元年5月31日規則第31号で平成元年6月1日から施行)

附 則(平成2年3月29日条例第54号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(平成2年4月27日規則第47号で平成2年5月1日から施行)

附 則(平成3年3月14日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第79号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(平成4年3月31日規則第112号で平成4年4月1日から施行)

附 則(平成6年3月31日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成6年5月31日規則第24号で平成6年6月1日から施行)

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他保養研修センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成10年12月3日条例第32号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日条例第60号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日条例第72号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第90号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第97号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 洛西ふれあいの里の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に洛西ふれあいの里の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市洛西ふれあいの里条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市洛西ふれあいの里条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第19条	第20条
------	------

京都市洛西ふれあいの里条例

第22条第1項 第23条第1項

附 則(平成18年3月27日条例第147号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月28日条例第12号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成23年6月10日条例第8号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成23年9月30日規則第30号で平成23年10月1日から施行)

附 則(平成23年10月31日条例第13号)

この条例は、平成23年11月1日から施行する。

別表第1(第19条関係)

区分		供用時間	休所日
<u>第2条第4号</u> に掲げる事業の用に供する部分	ふれあい広場以外の部分	宿泊のための利用 利用を開始する日の午後4時から利用を終了する日の午前10時まで	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
		その他の利用 午前9時から午後9時まで	
ふれあい広場		終日	
<u>第2条第5号</u> から <u>第8号</u> までに掲げる事業の用に供する部分		午前9時から午後9時まで	日曜日並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

備考 「利用を終了する日」には、12月27日からふれあい広場以外の部分を宿泊のために利用する場合における同月28日を含む。

別表第2(第21条関係)

区分	利用料金		
	午前	午後	夜間
施設(付属設備を除く。)の利用	宿泊室	宿泊のための利用(1人1泊につき)	円 3,600
		その他の利用	2,500 3,400 2,800
	教養娯楽室1, 教養娯楽室2及び研修室1		8,000 10,700 8,900
	和室実習室, 研修室2及び研修室3		2,500 3,400 2,800
	健康増進室(1人1回につき)		400
教養講座等及び社会福祉に関する研修の受講(1人1回につき)			5,000
付属設備の利用			別に定める。

備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- この表に掲げる利用時間の区分を超えて宿泊室(宿泊のために利用する場合を除く。), 教養娯楽室, 和室実習室又は研修室を利用する場合の利用料金の上限額は, 30分(超える時間が30分未満であるとき, 又は30分未満の端数があるときは, これを30分とみなす。)までごとにその直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において, 当該金額に100円未満の端数があるときは, これを切り上げる。
- 供用時間の変更に伴い, 利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は, この表に掲げる額との均衡を考慮して, そのつど別に定める。